

1. 子どもの最善の利益の尊重	
常に子どもの最善の利益を考慮して相談援助活動を行う。 子どもの意向と保護者の意向とが一致しない場合には、常に子どもの最善の利益を考慮し、保護者の意向にとらわれ過ぎることなく、子どもにとってどのような援助を行うことが最も望ましいかを判断基準とする。	
2. 相談に対する姿勢	
○受容的対応	相談する人の基本的な人権を尊重し、相談する人の心理に対して、包み込むような肯定的・共感的態度である受容的対応が、極めて重要である。
○個別的対応	個々の相談を様々な要素が複雑に絡みあった個別のものとして理解し、当事者の生活状況、問題解決能力等を十分理解し、その人にとって意味のある個別的な援助を行うことが必要である。
○子ども及び保護者当の意向の尊重	個々の年齢や発達などに配慮しながら、子ども及び保護者等の意向を把握することは当然のことであり、子どもの援助方針など、援助活動における重要な決定に当たっても、その意向を尊重することが重要である。
○秘密の保持	相談に関し知り得た情報については、正当な理由がない限り、これを漏らしてはならない(地方公務員法第34条)。信頼関係を基本とする相談援助に携わる援助者の倫理的義務でもある。 通告・送致してきた関係者からの調査、あるいはこちら側からの協力依頼に伴う情報提供に当たっては、子どもの最善の利益や相談援助活動への支障などに配慮して、可能な限り、子どもや保護者に対して十分に説明し、了解を得ておくことが望ましい。
3. 家庭全体の問題として把握	
児童虐待等の児童問題が生じる家庭は、親子関係、夫婦関係、兄弟関係、経済状況、養育者の精神状態、子どもの特性など、種々な背景を持っている場合が多いという理解が大切であり、相談に当たっては、家族全体の問題としてとらえることが重要である。	
4. 初期対応や早期対応の重要性	
○初期対応の重要性	相談・通告の中には、児童虐待のように子どもの生命に関わる問題が含まれていることから、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。 来談者の相談内容(主訴)と援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意する。
○早期対応の重要性	「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成15年法律第121号)により、市町村は子育て支援事業を実施することとされたとともに、平成16年児童福祉法改正法により、市町村は虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取り組みを行うこととされた。 虐待の未然防止や早期発見を行う観点を踏まえ、乳幼児健康診査、育児支援家庭訪問事業、子育て支援事業等を実施することとする。 そうした事業において、事例の積極的な把握と相談窓口との連携を図ることにより、虐待の未然防止や早期発見につなげていくことが重要である。

5. 相談援助の体制	
○職員の高い危機管理意識	子どもの命、一生に直接関わる極めて責任ある厳しいものであることを職員一人一人が自覚し、高い危機管理意識を持ち続けることが重要である。
○組織的対応	調査に当たっては、複数の職員で行ったり、状況の把握や対応の方向性については、幅広い観点からの議論を踏まえた確実な意思決定を行うよう組織対応の徹底が重要である。 特に、複雑な背景がある相談については、担当者が一人で抱え込まないことが重要である。
○質の向上	組織として、研修や外部の専門家からの助言・指導を受けることなどにより、専門性の向上に努めるとともに、職員自身も自己研鑽による専門性の向上に努める。
○関係機関の連携	子育て支援ネットワークの活用など、幅広い関係機関の取組みが必要であり、各機関の相互連携が重要である。 各機関の連携を深めるほか、連携を進めるに当たっては、それぞれの機関が、①相談援助活動に関する深い理解を持ち、②自らの立場や果たしうる役割を明確にし、③そうした役割や考え方を相互に共有することが重要である。
○相談窓口等の地域住民への周知	問題の早期段階で相談・通告等を促すため、あらゆる機会や多用な媒体を活用して、相談援助活動の内容や相談窓口等について、地域住民、関係機関への周知に努めるほか、学校などを通じて、子ども自身にこれらの内容の周知に努めることも必要である。

(1) 最重度の虐待—子どもの生命の危険から緊急保護が必要と判断されるレベル

ア. 身体的暴力によって、生命に危険が及ぶような外傷を受ける可能性のある事例

次のような行動が事実確認される場合

- ・乳幼児を投げる、頭部を殴る、逆さに落とす等の暴力。
- ・腹部を蹴る・踏みつける・殴るなどの暴力。
- ・首を絞める、鼻と口を塞ぐ、水につける、布団蒸しにする等の暴力。

また、次のような状況が認められる場合

- ・乳幼児を子育てする親が「殺したい」「自分がカーッと何をするか怖い」など、自己コントロールができないことを訴える。
- ・親子心中や子どもの殺害を考えている。
- ・過去に生命の危険がある虐待歴があり、再発の可能性がある。

イ. 養育放棄など(ネグレクト)により肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などの可能性のある事例

- ・乳幼児に脱水症あるいは栄養失調のために衰弱が起きている。
- ・乳幼児が感染症や下痢なのに医師に受診させず放置されている。

(2) 重度の虐待—子どもを一時保護する必要があるレベル

生命の危険はないが、現に子どもの健康や成長に重要な影響が現れている事例

- ・骨折、裂傷など医療を必要とするほどの外傷がある。
- ・成長障害や発達遅滞が顕著である。
- ・必要な食事、衣類などが与えられていない。
- ・明らかな性行為がある。
- ・室に閉じ込められ、家から出してもらえない。

(3) 中度の虐待—改善が見込めないため何らかの援助的介入が必要なレベル

深刻な外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの心身発達に問題を残すことが危惧される事例。

- ・頻繁に乳幼児を大人の監護なく家においている。
- ・親に統合失調症、うつ病等の精神疾患があり、子どものケアができない。
- ・生活環境などの育児条件が極端に悪い。
- ・夫婦関係が極めて険悪でその影響が子どもに現れている。

(4) 軽度の虐待—時に子どもへの暴力があるものの一定の制御があり一時的なものと考えられるレベル

親や養育者の子育てについて、子どもの成長に応じた指導を必要とする事例

- ・外傷が残るほどではない暴力がある。
- ・子どもの世話が嫌で時々ミルクをあたえない。

(5) 虐待の疑い—子どもの関わりかたについて、見守りが必要とするレベル

虐待を危惧する訴えがあり親や養育者の子育てについて、継続的に観察する必要がある事例

- ・子どもを「叩いてしまいそう」と訴える。
- ・子どもの世話をしたくない等の話をする。

(参考資料6-①)

子育て支援ネットワーク運営要綱

(目的)

第1条 子育て支援ネットワーク連絡会(以下、「ネットワーク連絡会」という。)は、地域における子育てを総合的に支援するために、子育て支援に関わる関係機関・団体が密接な連携を図り、適切なサービスの提供および要保護児童の支援ができる体制を整備することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 子育て支援を目的とした連携に関する協議、調整
- (2) 施策等の情報交換および子育て支援を推進するための協議
- (3) 地域における要保護児童の適切な支援の内容に関する協議
- (4) その他必要な事項の協議

(組織)

第3条 ネットワークは、別に定める関係機関及び団体によって構成する。

2 ネットワークは、次の組織によって運営する。

(1) 代表者連絡会

子育て支援に関わる関係機関・団体の代表者で構成し、子育て支援サービスの課題整理および関係機関・団体の円滑な連携を図れるよう必要な協議、情報交換を行う。

(2) 実務者連絡会

子育て支援に関わる関係機関・団体の実務者で構成し、子育て支援サービスの適切な提供や管内の要保護児童の実態把握や要保護児童対策の推進の啓発に必要な協議、情報交換を行う。

(3) 小地域連絡会

小地域単位の連絡会議で、実際的な連携に関する協議、情報交換、個別事例の具体的な支援内容等の検討等を行う。

(会議)

第4条 代表者会議は、年1回程度開催する。

2 実務者連絡会は、年数回開催する。

3 地域連絡会は、随時開催する。

4 会議は、構成員の他、必要と認める者の出席および関係機関に対し資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 ネットワークに関する庶務は、子育て支援室で行う。

(守秘義務)

第6条 ネットワークの構成員または構成員であったものは、ネットワーク連絡会の運営において知り得た個人の情報を正当な理由なく他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定める事項の他、運営に関して必要な事項は、事務局において定める。

(参考資料6-②)

(子育て支援ネットワーク連絡会)

代表者連絡会開催要領

(目 的)

第1条 代表者連絡会は、子育て支援に関わる各機関・団体の代表者が連携を図り、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的とし、子育て支援サービスの課題整理および提供方針についての協議を行う。

(所掌事項)

第2条 代表者連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域の子育て支援施策に関する協議
- (2) 関係機関・団体間の連携に関する協議
- (3) 制度・施策・サービス提供等に関する情報交換
- (4) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- (5) 実務者連絡会からの活動状況の報告と評価
- (6) その他必要な事項の協議

(組 織)

第3条 代表者連絡会は、別に定める関係機関・団体によって構成する。

(主 催)

第4条 代表者連絡会は、区子育て支援室が主催する。

- 2 代表者連絡会は、年1回程度開催する。

(そ の 他)

第5条 この要領に定める事項の他、開催等に関して必要な事項は、事務局が定める。

実務者連絡会開催要領

(目 的)

第1条 実務者連絡会は、子育て支援に関わる各機関・団体の実務担当者が連携を図り、適切なサービスの提供に資することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子育て支援に関する地域の社会資源等の情報共有
- (2) 関係機関・団体間の連携に関する協議
- (3) 制度・施策・サービス提供等に関する研修
- (4) 定期的な情報交換や、支援を行っている事例の総合的な把握
- (5) 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- (6) 年間活動方針の策定、代表者連絡会への報告
- (7) その他必要な事項の協議

(組 織)

第3条 実務者連絡会は、別に定める関係機関・団体によって構成する。

(主 催)

第4条 実務者連絡会は、区子育て支援室が主催する。

- 2 実務者連絡会は、年数回開催する。

(そ の 他)

第5条 この要領に定める事項の他、開催等に関して必要な事項は、事務局が定める。

小地域連絡会開催要領

(目 的)

第1条 小地域連絡会は、小地域における実際的な子育て支援策や個別要保護児童の援助方針等について関係者が連携を図り具体的な支援内容を検討することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 小地域の具体的な子育て支援活動の方法などについての協議
- (2) 要保護児童の状況把握や問題点の確認
- (3) 援助方針の確立と役割分担の決定およびその認識の共有
- (4) 事例の主担当機関と主たる援助者の決定
- (5) 実際の援助、介入方法（計画・評価）の検討
- (6) その他必要な事項の協議

(組 織)

第3条 小地域連絡会は、別に定める関係機関・団体によって構成する。

(主 催)

第4条 小地域連絡会は、区子育て支援室が主催する。

- 2 小地域連絡会は、必要時開催する。

(そ の 他)

第5条 この要領に定める事項の他、開催等に関して必要な事項は、事務局が定める。

子育て支援ネットワーク連絡会の構成員

	構成機関（会議の参加者）
代表者会議	各関係機関代表者 （子育て支援室・保育所・幼稚園・小学校・中学校・消防署・警察署・医師会・社会福祉協議会・こども家庭センター・児童家庭支援センター等）
実務者会議	関係機関の実務者（係長・担当等） （子育て支援室・保育所・幼稚園・小学校・中学校・消防署・警察署・医師会・社会福祉協議会・こども家庭センター・児童家庭支援センター・民生児童委員・主任児童委員（こどもサポーター）等）
小地域連絡会	該当地域および当該要保護児童に関わる関係者（必要に応じて）

児童福祉法(抜粋)

第25条の2

地方公共団体は、単独でまたは共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体および児童の福祉に関連する職務に従事するものその他の関係者(以下「関係機関等」という。)による構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)をおくことができる。

②協議会は、要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

(略)

第25条の3

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換および協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(略)

第25条の5

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

- 1 国または地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であったもの
- 2 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあったもの
- 3 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあったもの

(1) 法第25条の3に規定される協力要請は、構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能であるが、この要請に基づき当該関係機関等から地域協議会に対し一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と地域協議会の構成員の間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に守秘義務が課せられる地域協議会の構成員なることについても要請することが適当である。

(2) なお、意思や地方公務員等については、他の法令により守秘義務が課せられているが、要保護児童の適切な保護を図るために、この規定に基づき情報を提供する場合には、基本的にはこれらの法令による守秘義務に反することとはならないものと考えられる。

(3) また、個人情報の保護に関する法律においては、本人の同意を得ない限り、①予め特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。

(4) しかしながら、「法令に基づく場合は」これらの規定は適用されないこととされており、法第25条の3に基づく協力要請に応じる場合は、この「法令に基づく場合」に該当する者であり、個人情報保護法に違反することにならないものとする。

(参考資料7-①)

親子グループ療法（グループカウンセリング）実施要領

1. 目的

子育てに行き詰まりを感じている保護者は、その気持ち自体が非難されるのではないかといった想いをかかえながら、一人で悩んでいることが多く、その結果として児童虐待へと進行している実態がある。親子関係を適切に築けない親子に対し、互いの想いを語れる場を提供することにより親子関係の修復・適切な育児行動への支援を行ない児童虐待を未然に防ぐことを目的とする。

2. 実施主体及び事業主管

(1) この事業の実施主体は神戸市、その主管課は各区保健福祉部健康福祉課・須磨区北須磨支所保健福祉課とし、以下の拠点実施区保健福祉部健康福祉課で実施する。複数区が対象となる拠点実施区においては両者が企画・実施・評価に際して十分協議、協力するものとする。

(2) 拠点実施区（対象区）

- ① 東灘（東灘）
- ② 中央（灘・中央）
- ③ 兵庫（兵庫・長田）
- ④ 北（北）
- ⑤ 須磨（須磨・北須磨支所）
- ⑥ 垂水（垂水）
- ⑦ 西（西）

(3) 保健福祉局子育て支援部は、事業の調整、実施状況等の統括を行う。

3. 対象者

この事業の対象者は、市内に住所を有し、以下に該当する親子

- (1) 軽度の虐待および虐待の疑いのある親子
- (2) 不適切な養育家庭等観察を要する親子
- (3) その他保健福祉部長が必要と認める親子

4. 従事者および役割

- (1) 保健師1～2名：事業運営全体の責任、個別対応との連動
ファシリテーター(進行役)、記録、こどもの観察
- (2) 臨床心理士1名：ファシリテーター(進行役)
- (3) 保育協力者2名：こどもの保育と観察

5. 実施方法

- (1) 月1回、1回あたり10組程度を対象とし、原則として6ヵ月を1クールとする
- (2) 特にプログラムを設定せず、集まった親が自分自身の苦悩や過去の体験を語るミーティング方式で行い、この中で情緒的な共感や自らの行動への気づきを促していく。
- (3) こどもの保育は完全母子分離で実施する。こどもは自由遊びとしその様子を十分観察する。
- (4) 参加者の様子は個々に記録し保管する。

(参考資料7-②)

6. 実施上の留意点

(1) 参加勧奨

- ① 保健師による家庭訪問等個別対応により個別の問題(しんどい思いをしている、子育てに不安や負担感があるなど)を明らかにした上で参加を勧める。
- ② グループカウンセリングの参加は、個別対応と同時進行させる。
- ③ 複数区を対象とした実施拠点区は、特に個別対応との円滑な連動ができるよう、参加者の居住区保健福祉部健康福祉課と十分な連携をとる。

(2) 実施日・時間の設定

本事業の実施日、時間、場所は定例化する。

(3) 当日の主旨説明

事業の従事者は参加者に対し、グループの位置づけおよび以下のルールについて明確に説明する。

- ① 参加者の話については相互に傾聴すること
- ② 参加者も従事者も発言に対する指示や非難をしないこと
- ③ 話したくないことは話さなくてよいこと
- ④ 本事業において知り得た参加者等の秘密の保持に最大の配慮を払うこと

7. 報告

事業実施後は、翌月の20日までに保健福祉局子育て支援部に別紙1にて報告する。

附 則

この要領は平成15年6月1日より実施する。

「こどもサポーター」の創設について

1. 主 旨

今日社会問題になっている児童虐待については、早期発見、通告、こども家庭センター（児童相談所）の迅速な対応・調査・援助判断及び継続指導を要する支援家庭の見守り体制の必要性について、さまざまな法整備、制度の改善等がなされつつあり、とくにこれからは、地域での総合的な子育て支援が行われることに期待が寄せられている。

本市においては、各区に「子育て支援室」を設置し、これらの課題を総合的に行う地域の拠点とするとともに、子どもの問題を専門的に担当する民生・児童委員である「主任児童委員」を、児童虐待等に関する専門研修を受講することにより「児童虐待防止地域協力員」として登録し、その呼称を「こどもサポーター」する。

「こどもサポーター」は、主任児童委員としての活動を行うと同時に、児童虐待防止地域協力員として、地域での児童虐待等の発見・通告の促進を行い、子育て支援室と連携して児童虐待の調査及び在宅指導ならびに広報・啓発等の活動を行うものである。

2. 「こどもサポーター」としての任務

- (1) 地域における児童福祉に関する機関・団体・施設・学校等との協議、連絡、調整及び関係会議への参画。
- (2) 区「子育て支援室」における「子育て支援ネットワーク」の一員として、情報交換、広報、啓発活動に協力する。
- (3) 民生委員児童委員協議会が児童福祉に関わる事業を企画・実施する場合には、その中心的役割を果たす。
- (4) 地域における子育て活動に主体的に関わるとともに、関係機関との連携を保ち、区域担当児童委員の行う「子育て支援、児童健全育成、個別援助活動」に協力・援助を行う。
- (5) 地域での児童虐待等の発見、通告の促進を行うとともに、相談、援助を円滑に進め、区「子育て支援室」と連携して、児童虐待等に関する調査及び在宅指導等を行うほか、要支援家庭の地域見守り体制の整備に努める。

3. 「こどもサポーター」と「主任児童委員」の名称の使い分け

本市においては、主任児童委員全員が児童虐待等に関する専門研修を受講し、その終了者を「児童虐待防止地域協力員」に登録することで、「こどもサポーター」に位置づけ、主任児童委員と児童虐待防止地域協力員としての任務を行っていただく。「主任児童委員」の名称そのものを変更するものではないので、形式的には「主任児童委員」としての名称を使うが、一般的には市民になじみやすい「こどもサポーター」の名称を使用するものとする。

(参考資料9)

すくすくサポート事業 (すくすくサポート隊) 実施要領

1. 目的

児童虐待防止地域協力員としてのこどもサポーターが乳幼児をもつ親との交流の機会を増やし、子育て家庭の状況を把握するなど地域で子育て家庭を支援していく体制を整備する。また、区子育て支援室とこどもサポーターが十分な連携を図り、支援の必要な家庭を継続支援する体制を整備する。

2. 実施主体

- (1) この事業の実施主体は神戸市とし、その主管は各区・須磨区北須磨支所子育て支援室とする。
- (2) 保健福祉局子育て支援部は、事業の調整、実施状況等の統括を行なう。

3. 実施方法

- (1) こどもサポーターは、民生委員・児童委員と協力して、担当地域で行われている育児グループへ積極的にかかわっていくことで、子育て家庭の状況把握に努める。
- (2) 育児グループの少ない地域においては、こどもサポーター、民生委員・児童委員は、自治会などの地域関係団体や母親代表・地域ボランティア等と協力してふれあいのまちづくり協議会事業等を活用した交流の場の企画・運営に努める。
- (3) こどもサポーターの周知度を高めるため、4か月健診等でこどもサポーターの役割を紹介し、地域の実情により、希望する家庭にこどもサポーターが訪問し、地域の子育てグループなど交流の場の紹介等を行なう。
- (4) こどもサポーターは活動の中で把握した支援の必要な家庭の連絡票(「要保護児童通告受付票」)を作成し、区子育て支援室へ提出するとともに、地区会長及び地域担当の民生委員・児童委員にも情報提供する。
- (5) こどもサポーターが把握した地域見守りの必要な家庭については、こどもサポーターと区子育て支援室との定期的な連絡会を通し情報の共有化や支援のあり方などを協議し、必要に応じて民生委員・児童委員と協力し見守りを実施する。

4. 区子育て支援室の役割

- (1) こどもサポーターの役割紹介と連絡会の開催
- (2) こどもサポーターが訪問する場合の事前研修の実施
- (3) 地域での育児グループの育成支援
- (4) 地域ボランティアの人材育成が必要な場合は、ボランティア養成研修

5. 報告

事業実施状況を別紙「すくすくサポート事業実施状況報告の記載方法と提出について」に従い、保健福祉局子育て支援部に別紙1、2にて報告する。

附 則

この要領は平成15年8月1日より実施する。

番号	こどもサポーター 氏名	担当地区	活動状況						備考
			育児グループ等交流の場への 積極的なかわり(企画・運営 含む)	子育て支援室への「気になる 親子」に関する情報提供	子育て家庭への訪問				

送付日 () () () () ()

1. こどもサポーターの役割紹介

実施状況

※役割紹介を実施している場合、○を記入

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
母子健康手帳交付時												
新生児訪問指導時												
4か月児健診時												
その他()												

2. こどもサポーターとの定期連絡会

実施状況

※定期連絡会を実施した場合、○を記入

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施状況												

3. こどもサポーター訪問に関する事前研修

実施状況

※実施した場合、以下の表に必要事項を記入

実施日	参加人数	内容

4. 地域ボランティアの養成研修

実施状況

※実施した場合、以下の表に必要事項を記入

※新規にボランティアを養成する場合は「新規」に、すでに養成したボランティアのフォロー研修は「継続」

実施日	参加人数	新規・継続	内容

送付日()()()()

帳票等の使用について △は必要時使用

帳票番号	ページ数	場面 帳票名	虐待の通告・相談受理	子育て相談受理	虐待ケースの通告・送致	こども家庭センターからの調査依頼	こども家庭センターからの援助依頼	ケース再評価時期	要援助家庭の把握	ネットワーク連絡会	こども家庭センターとの事例検討会
1		通告・相談受理票	○	△	○						
2		虐待アセスメント・対応フローチャート	○		○			○			
3		子育て支援チェックリスト (乳幼児用・学童用)	△	○							
4		送致書 (例)			○						
5		調査依頼書				○					
6		調査報告書				○					
7		要援助家庭の指導依頼書					○				
8		援助計画書					○				
9		要観察ケース台帳							○		
10		継続紙	ケース記録として必要時使用								
11		区子育て支援室・こども家庭センター事例検討会資料						△			○
12	欠番										
13		ネットワーク連絡会会議録								○	
14	欠番										
15		要観察家庭対応実績報告書							○		